



CSWの役割と限界

橋本ヒロ子 CSW日本代表 (2011—2017)



CSW 国連女性の地位委員会 とは (Commission on the Status of Women)

設置：1946年 当初は人権委員会の下部委員会 ルーズベルト大統領夫人など女性たちの働きかけで1946年6月に人権委員会などと同等の国連経済社会理事会(経社理ECOSOC)の機能委員会の一つに昇格

委員国当初(15か国)

現在45カ国(アフリカ13、アジア太平洋11、ラテン米/カリブ9、西欧・その他8、東欧4) 2022年までサウジアラビアもメンバー国

事務局 1946年－2010年：国連経済社会局 女性の地位向上部、2010年以降 国連ウイメン

2・国連におけるCSWの位置づけ

CSWは、政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、ECOSOCに勧告・報告・提案等を行い、ECOSOCはこれを受けて、総会(第3委員会)に対して勧告を行う。

CSW ⇨ **ECOSOC** ⇨ **総会 第3委員会**

日本代表（谷野せつ→高橋展子ob→藤田たき→森山真弓ob→大羽綾子→縫田嘩子→有馬真喜子→目黒依子→橋本ヒロ子→田中由美子）

2-1 女性（女子）差別撤廃委員会

- 女子差別撤廃条約（1981年発効）の実施に関する進捗状況を検討するため同条約第17条に基づき設置された条約委員会の一つ、第1回は1982年
- 委員：締約国により選ばれた、徳望が高くかつ同条約の対象とされる分野において十分な能力を有する23人の個人資格の専門家により構成
- （日本から：赤松良子→佐藤ギン子→多谷千香子→齋賀富美子→林陽子→秋月弘子

CSW:1946-1962 女性の人権

(人間としての権利、参政権、婚姻、労働)

- ・ 国連発足時1945年国連加盟国51か国のうち女性が選挙権を持っていたのは25か国のみ。

CSWの最初の活動は女性参政権の確立であり、そのため**女性の政治的権利条約**の内容を検討し1952年に総会で採択された。



1946-1962 女性の人権

(人間としての権利、参政権、婚姻、労働)

- ・ 1947年第1回会議
- ・ 1957年総会で採択された「結婚した女性の国籍に関する条約」の草案作成
- ・ 1962年総会採択「合意による婚姻、婚姻年齢、婚姻登録条約」
- ・ 1965年総会採択「合意による婚姻、最低婚姻年齢、婚姻登録条約」草案作成
- ・ ILOとの連携で1951年にILOが採択した同一価値労働での男女の同一賃金条約草案作成

1963-1975年

開発への女性の参画を推進

- 1963-1967年 CSW 女性差別撤廃宣言草案作成
- 1967年 女性差別撤廃宣言が総会で採択
- 1975年 国際女性年
第1回世界女性会議
(メキシコシティ)

国際女性の十年 1976-1985

- ・1979年 CSWで内容を検討してきた女性差別撤廃条約が国連総会で賛成130か国、棄権10か国で採択

1980年 第2回世界女性会議（コペンハーゲン）

- ・1981年9月3日 20か国目の国が批准し条約として発効
- ・1982年 女性差別撤廃委員会が条約委員会として発足
- ・CSW 1985年及び1995年の世界女性会議の準備。

1985年 第3回世界女性会議(ナイロビ)

1986-1995年 女性をグローバルアジェンダに 第4回世界女性会議（1995年）への道

1992年「環境と開発に関する国連会議」（UNEP）リオ・デ・ジャネイロ
「アジェンダ21 セクションⅢ：主たるグループの役割の強化」 第24章
持続可能かつ公平な開発に向けた女性のための地球規模の行動

1993年「世界人権会議」（人権委員会）ウィーン

女性の人権（human rights of women）明記

人権委員会:「女性に対する暴力（VAW）に関する特別報告者」を任命したことを歓迎

総会:女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関する宣言の採択
（CSWが原案作成）

1994年「国際人口開発会議」（UNFPA）カイロ

行動計画:リプロダクティブヘルス・ライツの向上が人口政策の大きな柱として確認

第4回国連世界女性会議（1995年）

・ 政府間会議（17000人）とNGOフォーラム（31000人）合わせて約5万人が参加、日本からは約6000人

・ 「北京宣言」とジェンダー平等の聖典といわれている「北京行動綱領」が夜中から夜明けに渡る議論を経て採択された。

議長：パトリシア・リクアナン氏（2019年10月20日
東京で講演）

Beijing on my mind

<https://www.youtube.com/watch?v=kmk3Wh2E7ww&feature=youtu.be>

北京行動綱領 12領域：女性のエンパワーメント、ジェンダーの主流化が北京行動綱領の主な特徴 最大の論点：Sexual orientation, Reproductive/sexual rights



1996-2015年 女性の地位向上のための統合・ジェンダー主流化の推進

CSW: 1996～1999年 CEDAW選択議定書草案の検討

・ 1999年 総会で採択、2000年 12月発効 批准国 2021年2月9日現在
114カ国 日本は未批准 条約は189カ国地域で批准、未批准：米国、イラン、ソマリア、トンガ、パラオ、ニウエ、スーダン、バチカンの7カ国・地域)

2000年6月 国連特別総会「女性2000年会議」

「政治宣言」、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（いわゆる「成果文書」）」採択バックラッシュ派が会議場の入り口などで邪魔をしたり、配布されている資料を持ち出したり、NGOを脅迫していた。

2000年10月国連安保理女性・平和・安全保障に関する決議

第1325号採択、以降 8 決議1820(2008), 1888(2009), 1889(2009), 1960(2010), 2106(2013), 2122(2013), 2242(2015), 2467(2019)

2010年 UN Womenの設立（NGOなどの要請で国連改革の一環として以下の4機関を統合）

- 国連女性の地位向上部（1946年以来2010年までCSW事務局
1982～2007年CEDAW事務局）
- 国連女性開発基金（UNIFEM 1976年～2010年）
- 女性の地位向上のための国際研修研究所（INSTRAW 1976年～2010年）
- 国連ジェンダー問題特別顧問事務所(1997年～2010年)
日本にもリエゾンオフィス 文京区シビックセンター1階
国連ウイメン日本協会は世界12カ国にある国内委員会の一つ



第5回世界女性会議を開催できない理由と対応： 北京行動綱領を超える目標が合意不可能。むしろ大きく後退 する可能性が高い。SDGsなど全体的な目標にジェンダー視 点を入れる。若い世代の意見を取り入れる。

- CSWの合意結論がまとまらなかった年。2003年（2つの合意結論のうち一つ女性に対する暴力）、2012年（農山漁村女性）
- 目標の案を作るCSWで後半は毎日夜中までの議論をしても合意できない代表的な用語、内容例 *Sexual Orientation * Sexual right

合意済み

- reproductive health and reproductive rights（1994年の人口開発会議行動計画、北京行動綱領を言及すればOK）
- sexual and reproductive health-care services
- gender, families

参考：2011年以降のCSW優先テーマ

55(2011)	完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの促進のためを含む教育、訓練及び科学・技術への女性と女児のアクセス及び参画	○
56(2012)	農山漁村女性のエンパワーメント及び貧困・飢餓撲滅・開発・今日的課題における役割	×
57(2013)	女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止	○
58(2014)	女性及び女児に対するミレニアム開発目標（MDGs）実施における課題及び成果	○
59(2015)	第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領及び第23回特別総会で採択された成果文書のフォローアップ	○
60(2016)	女性のエンパワーメントと持続的開発へのリンク	○
61(2017)	変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメント	○
62(2018)	農山漁村の女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメント達成のための課題と機会	○
63(2019)	ジェンダー平等及び女性と女児のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセス	○
64(2020)	第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領及び第23回特別総会で採択された成果文書のフォローアップ、および、2030アジェンダであるSDGs完全実施のための貢献	○
65(2021)	ジェンダー平等とすべての女性・少女のエンパワーメント達成のための女性の公的領域における完全かつ効果的な参加と意思決定及び暴力根絶	

参考：合意されている reproductive health and reproductive rights の表現

reproductive health and reproductive rights in accordance with the Programme of Action of the International Conference on Population and Development and the Beijing Platform for Action and the outcome documents of their review conferences, including universal access to sexual and reproductive health-care services, including for family planning

参考：北京行動綱領の12領域とJAWWの独自領域

北京行動綱領の12領域

A	女性と貧困
B	女性の教育と訓練
C	女性と健康
D	女性に対する暴力
E	女性と武力紛争
F	女性と経済
G	権力及び意思決定における女性
H	女性の地位向上のための制度的仕組み
I	女性の人権
J	女性とメディア
K	女性と環境
L	女兒

JAWW独自の領域

P	ユース
Q	女性と労働
R	移住女性
S	障がいのある女性
T	男性・男児の役割
U	高齢者女性
V	農山漁村商工女性
W	マイノリティ
X	防災・減災・復興